7　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

視能訓練士国家試験臨時事務所　東京都中央区日本橋１丁目20番５号　郵便番号103―0027　電話番号03（5200）5861

⑵　受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記のとおりとする。

パソナ・札幌国家試験担当	北海道札幌市中央区北５条西２丁目５番　ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ16階　郵便番号060―0005
パソナ・仙台国家試験担当	宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン18階　郵便番号980―8485
パソナ国家試験担当	東京都千代田区大手町２丁目６番４号　郵便番号100―8228
パソナ・名駅国家試験担当	愛知県名古屋市中村区名駅１丁目１番４号　ＪＲセントラルタワーズ42階　郵便番号450―6042
パソナ・大阪国家試験担当	大阪府大阪市中央区淡路町４丁目２番５号　パソナグループビルアネックス　郵便番号541―0047
パソナ・広島国家試験担当	広島県広島市中区本通７番19号　広島ダイヤモンドビル７階　郵便番号730―0035
パソナ・高松国家試験担当	香川県高松市亀井町２丁目１番　朝日生命高松ビル１階　郵便番号760―0050
パソナ・福岡国家試験担当	福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル13階　郵便番号810―0001
人材派遣センター沖縄国家試験担当	沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階　郵便番号900―0015

8　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年12月１日（月曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は視能訓練士国家試験臨時事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

視能訓練士試験委員の公告

第45回視能訓練士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

試験委員長　三村　　治
副委員長　松本　長太
委　　員

石川　　均	臼井　千恵	岡　真由美
小野　峰子	木内　良明	小林　昭子
敷島　敬悟	杉山　能子	鈴木ほまれ
田邊　宗子	南雲　　幹	林　孝雄
不二門　尚	牧野　伸二	三木　淳司
山田　昌和	横山　利幸	吉田　正樹

第28回臨床工学技士国家試験の施行

臨床工学技士法（昭和62年法律第60号。以下「法」という。）第11条の規定により、第28回臨床工学技士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人医療機器センターが行う。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　試験期日　平成27年３月１日（日曜日）

2　試験地　北海道、東京都、大阪府及び福岡県

3　試験科目　医学概論（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。）、臨床医学総論（臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む。）、医用電気電子工学（情報処理工学を含む。）、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学及び医用機器安全管理学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により、学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、法第14条第１号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、３年以上、臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成27年３月19日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において２年（高等専門学校にあっては、５年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、１年以上、臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成27年３月19日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年３月厚生省告示第97号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち８科目

⑶　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第14条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、２年以上、臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成27年３月19日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年３月厚生省告示第98号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち４科目

⑷　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣が指定する科目を修めて卒業したもの（平成27年３月19日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年３月厚生省告示第99号）

公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、薬理学、免疫学、看護学概論、応用数学、医用工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、医用機器学概論、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学、臨床医学総論、関係法規及び臨床実習

⑸　外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵、⑶又は⑷に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者であって、法施行後にその修得を終えたもの